

草加市資金管理及び運用基準

令和 5 年 3 月 3 1 日 市長決裁

改正 令和 7 年 1 0 月 1 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、草加市が管理する資金について、安全かつ確実な管理及び運用を図るため、その基準等について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）その他の法令に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(資金の定義)

第 2 条 この基準において「資金」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 歳計現金
- (2) 歳入歳出外現金
- (3) 基金に属する現金（以下「基金」という。）
- (4) 一時借入金

(基本方針)

第 3 条 資金の管理及び運用に当たっての基本原則は、次の方針による。

- (1) 安全性の確保 資金元本の安全性を最優先とし、安全な金融商品により保管し、運用するとともに、預金については金融機関の経営の健全性に留意する。
- (2) 流動性の確保 支払等に支障のないよう必要な資金を確保するとともに、想定外の資金需要に備え、資金の流動性を常に確保する。
- (3) 効率性の追求 安全性及び流動性を十分確保した上で、効率性を追求し、運用収益の最大化を図る。

(資金の管理運用体制)

第 4 条 資金の預金による管理は、会計管理者が行うものとする。ただし、指定金融機関以外の金融機関に預金する場合は、市長の承認を得るものとする。

2 資金の債券による運用及び全体的な管理は、市長が行うものとする。

3 会計管理者及び市長（以下「会計管理者等」という。）は、安全かつ効率的な資金管理を行うため、必要に応じて草加市公金管理運用委員会（以下「委員会」という。）に意見を聴くものとする。

4 委員会は、資金の管理及び運用に関する具体的事項を審議し、その結果を必要に応じて市長に報告するものとする。

5 委員会の組織、運営等に関し必要な事項は、別に定める。

(管理運用の準則)

第5条 定期性の金融商品による管理及び運用に当たっては、当該商品を満期又は期限まで保有することを原則とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するに掲げる場合は、運用中の預金の解約又は債券等の売却を行うことができる。

- (1) 資金の安全性を確保することが必要になった場合
- (2) 支払現金の需要その他流動性の確保が必要になった場合
- (3) 安全性を確保しつつ、効率性を向上させるために商品の組み換え又は債券の売却を行う場合

(資金管理運用計画の策定及び報告)

第6条 市長は、毎年度、適切な資金状況の把握及び予測による資金管理運用計画を策定する。

2 会計管理者は、資金管理及び運用の状況、実績等について、必要に応じて市長及び当該基金を所管する課又は室（以下「所管課等」という。）に報告するものとする。

(歳計現金の管理運用)

第7条 歳計現金は、支払に対応する準備金であることから、会計管理者は、所管課等から提出される収支予定表により管理計画を作成し、資金の需給を把握する。

2 歳計現金は、原則として指定金融機関が取り扱う普通預金により管理する。ただし、支払準備金を確保した上で、資金に余裕が見込まれる場合は、元本の回収が確実な定期預金により管理することができる。

3 前項ただし書の規定により、定期預金により管理する金額及び期間は、資金の状況により会計管理者がその都度決定する。

4 歳計現金は、より効率的な運用が図れると判断される場合は、債券による運用ができるものとする。

5 前項の規定により購入できる債券は、元本の償還が確実な債券とし、次の各号のいずれかに該当する債券とする。

- (1) 国債
- (2) 政府保証債

- (3) 地方債
- (4) 地方公共団体金融機構債
- (5) 財投機関債（購入時における発行機関の格付けが投資適格等級であるものに限る。）
- (6) 一般担保付社債（購入時における発行機関の格付けが投資適格等級であるものに限る。）

6 前2項に規定するもののほか、歳計現金の債券による運用については、別に定める草加市債券運用指針によるものとする。

（歳入歳出外現金の管理運用）

第8条 歳入歳出外現金の管理及び運用は、歳計現金の例による。

（基金の管理運用）

第9条 基金は、所管課等が管理計画を作成し、会計管理者はその資金状況を把握する。

2 基金は、原則として指定金融機関が取り扱う普通預金による管理とする。ただし、資金の状況により、元本の回収が確実な定期預金により管理することができる。

3 前2項に定めるもののほか、基金の管理及び運用は、歳計現金の例による。

（一時借入金の管理）

第10条 一時借入金は、歳計現金として管理する。

（資金調達の方法）

第11条 一時的に支払資金に不足が生じる場合、市長は、基金の繰替運用、公営企業会計又は金融機関からの一時借入金により、資金を確保するものとする。

2 基金の繰替運用は、財政課及び所管課等と十分な協議を行い、各基金の条例の定めるところにより確実な繰替の方法、期間等を定めることとする。

（金融機関の選定及び経営状況の把握）

第12条 会計管理者等は、資金の管理及び運用に当たっては、次の要件を満たす金融機関から選定するものとする。

- (1) 自己資本比率について国際統一基準行にあっては8パーセント以上、国内基準行、信用金庫又は、農業協同組合にあっては4パーセント以上であること。
- (2) 証券会社にあっては、自己資本規制比率が200パーセント以上であること。
- (3) 不良債権比率が過去の実績と比較して著しく上昇しておらず、他の金融機関と比較して著しく高い値でないこと。
- (4) 格付機関による格付けが公表されている金融機関にあっては、長期債の格付けが

投資適格等級であること。

- 2 前項の選定を行うに当たっては、資金の分散及び平準化並びに本市の借入の状況を踏まえるものとする。
- 3 会計管理者は、金融機関の決算資料、ディスクロージャー誌その他公表されている情報により、健全性の確認を行う。
- 4 会計管理者等は、金融機関が、第1項各号の要件を満たさなくなった場合又は経営が著しく悪化し、破綻するおそれがあると認められる場合には、速やかに対応を行うものとする。

(預金の保護)

第13条 金融機関が破綻した場合は、預金債権と借入金債務との相殺により預金の保護を図るものとする。

- 2 前項の相殺をしてもなお当該金融機関に預金債権が残存する場合においては、残存する債権額を限度として、土地開発公社に対する保証債務との相殺を図るものとする。

(公営企業会計)

第14条 会計管理者等は、公営企業事業管理者と連携を図り、資金の効率的な運用を図るため、常に情報交換を行うものとする。

- 2 市長は、財政上必要と認めるときは、歳計現金等を公営企業会計へ貸付けすることができる。この場合において、確実な繰戻しの方法、期間等については、原資、市場金利等を考慮し、相互の協議により決定するものとする。

(基準の見直し)

第15条 この基準は、金融情勢及び社会経済状況の変化に応じて、随時、見直しを行うものとする。

(その他)

第16条 この基準に定めるもののほか、資金の管理及び運用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この基準は、令和5年4月1日から施行する。
この基準は、令和7年10月1日から施行する。

(ペイオフ対策基準の廃止)

2 ペイオフ対策基準（平成１７年２月１６日 市長決裁）は廃止する。